

福島市一般廃棄物新最終処分場整備専門家会議における書面協議要旨

【主な意見】

1 地元周知をしないことに対する意見

- ①現地調査の周知はどのようにするのか。
- ②7か所の選定箇所の周知はどのようにするのか。

2 評価見直しに対する意見

- ①地元代表説明は、早い段階で意向を確認、説明するためのフローであったので、選定方針の変更に伴う代替策は必要ではないか。
- ②二次選定で初めて地元の説明した場合、地元の受け取り方も違うのではないか。
- ③地元の意向や協力も確認せず、物理的な評価だけで3か所に絞って問題ないのか。
- ④地元説明の際の地元の範囲について整理が必要ではないか。
- ⑤迷惑施設という施設の性格上、合理性のある評価が求められる。

【意見への対応策】

1 地元周知をしないことに対する対応

- ・現地調査を実施する旨の周知は、候補地選定の進捗状況として、市政だより6月号とホームページにて広報して進めていきます。また、地区名は、候補地選定にかかる意思形成過程の情報であるため公表いたしません。
- ・現地調査は当初の計画通り、公道や水路などの官地からの調査を行います。調査の際は、市職員も同行して実施いたします。

2 評価見直しに対する対応

- ・一次選定は、地図上で選定している段階で、不確定要素が多いため、一次選定した7か所のうち現地調査により立地可能と判断された場所について、地元へ説明していく考えです。地元の範囲についても、併せて検討していきます。
- ・地元代表説明の代替策として、二次評価項目のほかに、地区の情報の集約、社会的要因となる事項などについて、文献・資料調査、聞き取りなどを行い、多くの情報を地区調査表に反映させていきたいと考えています。
- ・地区の現地調査、情報収集により評価を進めるため、当初の3か所程度の選定方針にはこだわらず、二次評価の結果により専門家会議で協議し候補地を選定していくことも検討いたします。